

## 所持許可申請等手続きに関する 負担軽減について

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第16条に基づき、平成26年8月1日から、猟銃・空気銃の所持許可等の手続きに係る申請者の負担を軽減する措置が開始されます。

以下のものについて、郵送による手続及び代理人による手続が可能となります。

- ・ 教習資格認定証の交付
- ・ 射撃教習における猟銃用火薬類等譲受許可証の交付
- ・ 技能講習通知書の交付
- ・ 技能講習修了証明書の交付
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付
- ・ 講習修了証明書の再交付
- ・ 教習資格認定証の再交付
- ・ 技能講習修了証明書の再交付

※ 郵送手続にかかる費用は、郵送を希望される方の負担となります。

※ 代理人による手続には、申請者自身が作成した委任状の提出と代理人の本人確認のための書類（運転免許証、旅券等）の提示をお願いします。

詳細は、最寄りの警察署又は警察本部生活環境課にお問合せください。

鳥取県警察本部生活環境課

電話 (0857) 23-0110      FAX (0857) 23-0110